

メキシコ日本協議会・ MISF共催セミナー 「メキシコでのビジネスに おける留意点」

CCMJ

12日2月2020年

Program

13:30-14:00	受付
14:00-14:15	開会の挨拶 駐日メキシコ大使 メルバ・プリーア
14:15-14:45	新会社の設立・最近の労働法改正 JIGYOU SUPPORT STRATEGY 社 CEO 滝本昇 ・会社設立要領(必要書類-手続き) ・労働法改正-労働組合の民主化 -労働調停センター・裁判所の設置など
14:45-15:15	設立直後の会計税務に関わる主要手続きと注意事項 メキシコ投資コンサルタント 阿達 謙一
15:15-15:45	メキシコの税制度 ASIA ALLIANCE PARTNER MEXICO社 社長 加村博彦
15:45-16:15	メキシコにおける法令コンプライアンス一般 真和総合法律事務所 パートナー弁護士 高橋 大祐
16:15-16:45	メキシコでのビジネスチャンス アーロン・ベラ、メキシコ日本協議会 ・日墨ビジネス環境 ・メキシコ日本協議会のご紹介
16:45-17:00	質疑応答
17:00-18:00	個別相談会

会社設立手続における 留意点

JIGYOU SUPPORT STRATEGY 社

CEO 滝本 昇

2020年2月12日 東京セミナー

概要

- ▶ メキシコへの進出形態には、現地法人(会社)、駐在員事務所、支店などがあるが、**「会社」を設立するケースが圧倒的に多い。**
- ▶ 会社の設立、組織運営などについては、主に「会社法」が適用される。外国資本の参加する企業は外資法、銀行・保険業など特定の業種に関しては、その関連法の適用を受ける。
- ▶ **外資参加の制限を受けてない業種においては、許認可の必要なく外資100%で会社を設立できる。**
- ▶ 外資制限業種には、石油、電力、原子力、ラジオ・テレビ放送、金融サービス、陸上運送などがある。

会社の形態

▶ 会社の種類

- ・ 合名会社 / 単式合資会社 / 合同会社 / 株式会社 / 株式合資会社 / 投資推進株式会社などがあるが、**メキシコで最も一般的なのは「株式会社」**である。
- ・ 外国籍の「支店」は無**限責任**を負わされる。

▶ 可変資本制度

- ・ 資本金(可変部分)の**増減**手続が**簡単**で、**定款の改定を必要としない**制度である。
- ・ 日系企業のほとんどが**可変資本株式会社**である。
略称：**S.A. de C.V.** (Sociedad Anónima de Capital Variable)

株式会社設立の要件

▶ 社名許可の取得

⇒メキシコの子会社の社名取得はメキシコ経済省で行う。類似の名称が既に使用されている場合は、時間がかかることがある。

▶ 発起人は、最低2名必要。

⇒法人/個人、メキシコ居住者/非居住者の別を問わない。

⇒株主は、会社設立後も常に最低2名をキープすること。

▶ 取締役会、または代表取締役1名(唯一代表取締役)と、監査役を1名以上置くこと。

▶ 執行機関の役職者(社長、部門長など)の任命と、代表権を付与される者を指名する。

▶ 主要事業目的と、(最低固定)資本金の決定。

⇒可変資本は金額を無制限と定めるのが通例。設立時の最低固定資本金は、公正証書作成の経費節約のため少額に抑えるのがベター。

会社設立手続の流れ

()内は所要日数の目安

① 会社名使用許可証の取得(メキシコ経済省)
(5~7日)

② 委任状(代表権授権証書)の作成
(日本の場合 1~2日)

③ 定款とその附則(創立総会決議事項)の作成 (7~21日)

④ 資金洗浄防止法に関する書類の作成 (7~15日)

⑤ 法律上の会社設立 :

- ・公証人の面前で原簿に署名
- ・設立公正証書の作成 (要予約。10~15日)

⑥ 商業登記
(設立から30日以内)

⑦ 外資登録
(メキシコ経済省)
(30~50日)

- ・ 連邦納税者登録(RFC)の取得
- ・ 株券発行 / 法定帳簿作成
- ・ 高度電子署名(e.firma)と
税務パスワードの取得
- ・ その他の手続き
(銀行口座開設、滞在許可書申請など)

※ 会社が営業できる状態になるまでに、
⑤の後、約2ヶ月

会社設立手続：必要書類

- ▶ メキシコにおける会社設立は、公証人によって手続される。
- ▶ 図の①～④の書類を、公証人に提出する。

① メキシコ経済省発行の「会社名使用許可証」

② 非居住者が発起人(法人または個人)となる場合、
居住国の公証人によって委任状*を作成してもらい、
アポステイーユ認証を取得する。

⇒ メキシコにおいて公証原簿に署名する代理人に対する委任状。

⇒ 東京・大阪・神奈川の一部の公証人役場では、委任状作成～
アポステイーユ認証まで一括で可能。

* アポステイーユ認証取得できない国からの出資は参考資料『委任状』参照方

③ メキシコの会社の定款と附則（創立総会の決議事項）

④ 資金洗浄防止法に関する書類

⇒ 発起人のIDを証明するために、法律が指定する書類とデータを準備する。

会社設立手続

▶ 公証原簿への署名

- ・ 公証人は公証原簿に下記事項を記載する。
⇒提出された書類の内容、出頭者のデータ、証明事項等。
- ・ 原簿への記載後、発起人またはその代理人が、公証人の前で公証原簿に署名する。
- ・ この署名日が法的な会社設立日となる。
⇒納税義務もこの時点から発生する。

▶ 設立後、会社が営業できるようにするには、次の手続が必要。

1. 商業登記所で設立公正証書第一謄本の登記
⇒ 未登記の会社は変則会社として、株主が無限責任を負う。
2. メキシコ経済省外資登録
3. 株券発行、各種法定帳簿の作成（株主総会議事録簿、取締役会議事録簿、株券登録簿、資本変動帳簿）
4. 各種税務関連登録（別途、説明）

『委任状』

- 1. アポステイーユ認証が取れない国からの出資の場合** (タイ・中国など)
メキシコ大使館（または領事館）にて公正証書化された委任状（代表権授権公正証書）を作成する。ただし、この手続きは非常に時間がかかる場合があるので要注意。
- 2. 発起人を下記の者に委託し、設立後の増資時に本来の株主に参加してもらうという方法がある。**
 - A. 出張者が発起人(個人)。(次頁A参照方)
 - B. メキシコ居住者(法人または個人)が発起人。(次頁B参照方)
- 3. 設立後、メキシコの会社の株主となるには、当該メキシコの会社で増資決議をして増資株を引き受ける、またはメキシコの会社の株式を買い取る選択肢もある。**

⇒これらの場合は委任状を必要としないが、出資者の定款、個人のパスポートなどのID提示が必要。

⇒メキシコ会社の株式を買い取る場合、税金を計算して申告する必要あり。

『発起人』 (前頁『委任状』2より)

A. 出張者が発起人になる場合

パスポートとメキシコ入国カードの他、いくつか簡単なデータ(居住国の住所、婚姻状況など)を公証人に提出するのみでよい。

⇒公正証書にした委任状を作成して在住者に委任することも可能。

B. メキシコ居住者が発起人になる場合

個人・法人を問わず委任状の作成は不要。

個人の場合は、次の書類を提示。

-メキシコ籍: RFC(納税者登録番号)・CURP(住民登録番号)
INE(選挙人登録証)

-外国籍: RFC・CURP・パスポート・滞在許可書(ビザ/TRT/FM)

法人の場合は、上記に加え、会社設立公正証書と代表権授権公正証書等も提示。

メキシコの労働法改正

(2019年5月2日発効)

メキシコ労働法の改正

- ▶労働法は1917年の憲法に基づき、1931年に連邦労働法として発効。当時の時代背景により労働者への保護的な傾向が強かった。
- ▶過去(1970年、2012年)に大幅に改正されたが、新政権になり労働法を改正する必要性が議論され、2019年5月2日より新労働法が施行されるに至った。

《改正の主要項目》

- A. 労働組合の民主化
- B. 労働裁判の公正化

※それぞれ2017年2月24日に公布された憲法改正をベースに改正。

※労働者の既得権であるPTU、残業の割増金等の制度は変更されなかった。

A. 組合の民主化

1. 労働組合 (1)

《 改正前 》

- ▶ 従業員を無視し、会社と労働組合が労働協約を結び、登録することが慣習化されていた。
- ▶ 労使関係を一部の組合のリーダーが独善的に解決しようとする組合管理体制であった。
- ▶ 彼らは労働紛争を抑圧または鎮圧する特権を実質的に持っていた。

《 改正後 》

- ▶ 2018年9月の国会でILO98号条約を批准したことを受けて、労働法で団結権及び団体交渉権についての原則が定められた。
- ▶ 労働者が労働組合に加入せず、または労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすることは禁止される。

A. 組合の民主化 (続き)

1. 労働組合 (2)

- ▶組合員は組合幹部を、個人的かつ自由であり秘密性のある投票によって選ぶことができる。
- ▶幹部の独裁化を防ぐため、組合執行部の存続期間を期限付きとすること。
- ▶執行部は6か月毎に組合総会で収支と資産の変動に関して報告しなければならない。
- ▶組合員は組合の資産状況・財務状況に関して執行部に回答を求めることができる。回答がないときは当局に訴えることができる。
- ▶組合に関連する全ての書類を登録当局のウェブサイト上で公表しなければならない。

A. 組合の民主化 (続き)

2. 労働協約の締結

- ▶ 組合は15才以上の労働者20名以上で作ることができる。
- ▶ 会社側と労働協約を結ぶには調停労働登録センターから代表性証明書を交付されなければならない。
- ▶ 代表性証明書は対象となる労働者の30%以上が組合を支持していることを明確に示すことが必要である。
- ▶ 合意された労働協約を登録するには、協約の適用対象である労働者の過半数の支持を得ていることを、個人的かつ自由な秘密投票を通じて確認する(労働協約の適法化)プロセスが必要。
- ▶ 会社は労働協約のコピーを従業員全員に配布しなければならない。

B. 労働裁判の公正化

1. 調停と登録

▶従来存続してきた労働省の下部組織の**調停仲裁委員会**は行政府の影響を受けるので**再編成**されることになった。

▶独立行政法人の**調停労働登録センター**と司法庁に**労働裁判所**を設け、労働紛争の公正な処理を図る

1) 調停労働登録センター

- ① 調停の機能を強化し労働裁判所で裁く案件を極力減少させる。
- ② 組合、労働協約、就業規則などの承認と登録業務および証明書の発行業務を行う。

- 2) 地方労働登録センターは2022年5月1日迄に活動開始。
連邦労働登録センターは2023年5月1日迄に活動開始。

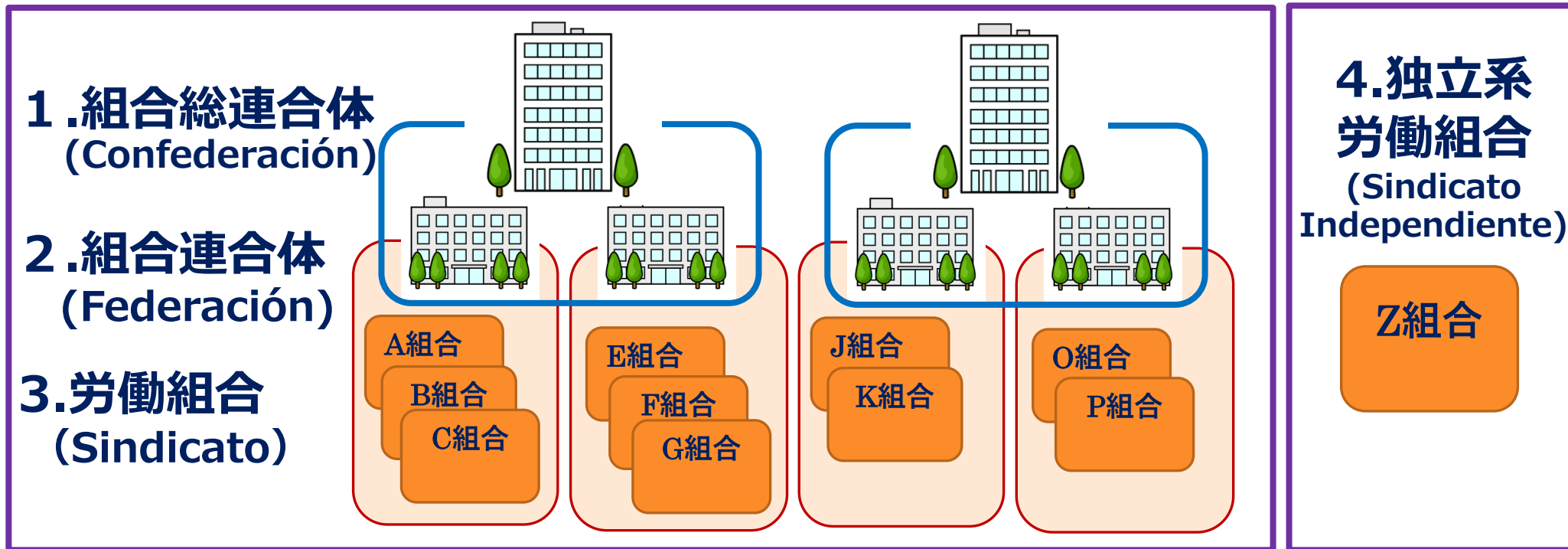
B. 労働裁判の公正化 (続き)

2. 労働裁判所

- ▶ 労働裁判所を**司法府に設置**する
 - ▶ 口述、迅速性、接続性、集中制、公開を原則とする。
 - ▶ 当事者間コミュニケーションの為、電子媒体を活用する。
 - 地方労働裁判所は2022年5月1日迄に活動開始。
 - 連邦労働裁判所は2023年5月1日迄に活動開始。
- ※調停労働登録センターと労働裁判所が活動を開始するまでの間、現在の調停仲裁委員会が継続して業務を果たす。

『メキシコの労働組合』

【参考資料】



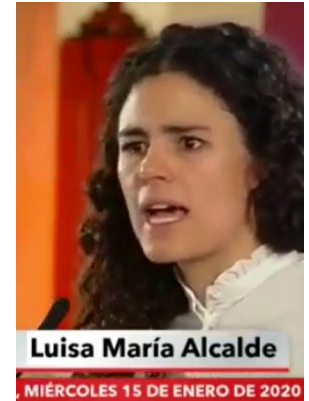
- 1. 組合総連合体(Confederación):** 全国を管轄している。
⇒ メキシコ全土に15~20有。CTM, CROC, CROM, CTC, CATEM等
- 2. 組合連合体(Federación):** その地域を管轄している。
⇒ 例えばグアナファトならグアナファトにある労働組合の連合体。
- 3. 労働組合(Sindicato):** 殆どの労働組合は連合体(上部団体)に属している。
- 4. 独立系労働組合(Sindicato Independiente):** 上記(1~3)の組織を作らず、単独で存在する組合。(少数) ⇒ PEMEXなど。また、モンテレイ地区でよく見られる。

『 人材派遣制度に関する最近の動向 』

【トピックス】

【 メキシコ労働法関連条項 】 （15条A～Dより要約）

- 委託業務が職場全体の活動をカバーしないこと。
- 専門業務に限ること。（管理・経理・技術・補修・警備など）
- 派遣先の従業員と同じ業務を行わないこと。
- 故意に人材派遣会社に人をためて従業員の待遇を落とす為に人材派遣会社を使用してはならない。



【 政府首脳の発言 】

労働大臣： 今年1月15日 大統領定例記者会見、および、同日日本商工会議所に於いての講演・質疑応答より
“PTU削減等、従業員に不利な目的として行なうアウトソーシング（人材派遣）などは不法行為であり、明らかに法律(労働法15条A～D) 違反である。
特に対策を取らなかった前政権とは違い、本政権では労働省のみならず、大蔵省など他の省と連携をとり、徹底的に取り締まりを行なう”

大蔵省特捜部部長： 違法な人材派遣会社に対し、
“悪質とみなされた場合、罰金の他 最高20年の禁固刑が科せられる。”

上記を踏まえ

利益対策としての人材派遣会社を設立、または利用するのは一切避けること

Jigyou Support Strategy S.C

Noboru Takimoto

+52 55 62 86 00

84takimoto@jigyou.info

会社設立時の重要な税務手続きと 注意事項

法人のRFC（納税登録番号）の取得。

IMSS（社会保険庁）への雇用主登録。

所在地の州の財務省への法人登録。輸入者登録。

経済省、労働省。

駐在員：RFC, IMSS被保険者登録、CURP & E-firma

★ SATに申請してE-firmaの取得手続きをする。

税務当局に対し、インターネットによりすべての手続きが出来るようにするための、会社代表者の署名登録。登録時に Contraseña(暗証番号)を決める。

法人の法定代理人が申請をする。統括権限（Poder General）

を授与された人のみが申請登録をできるが、E-firma登録は各社一名のみ。

E-firmaの取得方法

法定代理人（個人のE-firma取得後）はSATの頁にアクセスして申請用紙に記入して、SATにアポを申請する。

登記済みの会社設立定款 & 総括権限証書(共に認証済みコピー)

法定代理人の個人IDの原本と認証済みコピー、USBメモリー、

PCを持参して所定の時刻に指定場所に行く。写真撮影、10指の指紋取り、虹彩の撮影、署名、書類の審査の後、担当者から質問を受け、E-firmaを与えられ、contraseña(暗証番号)を決めてそれらをUSBに保管する。

E-firma取得後 Facturaの作成許可

E-firmaでSATにアクセスしてSello digitalを申請し、同取得後 (certificado de sello digital)にFactura(invoice)作成が可能になる。

- 1) SATに認可されたサプライヤーのプログラムを利用 又は
- 2) 自社でプログラムを作り当局の許可を得る

Factura プログラム業者(約100社) のプログラム利用の場合は契約して、使用料(ライセンス料)を支払う (毎月又は年間分をまとめて)
InvoiceOne, Interfactura, Megafactura etc.

州政府へのE-firma登録

州政府の財務省（Secretaria de Finanzas）にアクセスしてE-firmaの暗証番号（Contraseña）を決める。

それにより、州税の申告が可能になる。

E-firmaとSello digitalの有効期限は4年間。

更新手続きはネット上で実施する。有効期限を過ぎた場合はSATのアポをとって、再度初めから手続きをする。

E-firmaの用途

連邦税（ISR、IVA、IEPS、輸入関税、新車税）、州税（給与税、不動産取得税、不動産所有税、宿泊税）の申告と支払い。

経済省へのIMMEX登録と更新

税務監査報告書の提出（公認会計士の意見書付き又は意見書なし） Dictamen fiscal

会計情報の提出（T/Bと変更があった場合時に勘定科目表、翌々月の3日まで。修正の場合は修正後5日就業日以内）

情報申告書の提出（Form96、D.I.O.T., Certificado del Crédito de IVA eIEPS, etc.）

Buzón Tributarioへのアクセス、還付税手続き、RFC(納税登録番号)関連の手続き、

住所変更の通知、社名変更通知、納税義務の増減通知、当局から受理レターを得る。

Acuse de recepción, , , Acuse de aceptación , , , ,

Acuse de recibo de aceptación de la información de , , , , ,

社会保険庁(IMSS) へのインターネットアクセスの為の署名登録

Certificado Digital IMSSの申請と暗証番号の決定

SATのE-firmaとは別に取得

E-firmaと同様に総括権限証書が必要。

従業員(IMSS)への登録(alta) と除籍(baja) 、給与変更の通知、
健康保険料の申告等

IMSSのE-firma (Certificado Digital IMSS)の有効期限は4か月

全ての税金と社会保険料および経費支払いは銀行振り込み

銀行に振り込み権限の登録を申請する。

権限享受者が会社代表権を有していない人である場合は

会社代表者が同行して、登記済みの総括権限証書の認証済みコピーを申請書とともに提出する。

銀行から暗証番号を受理する。

たとえば、銀行に対して、会社の3名（社長、副社長、経理責任者）が振り込み権限を有している場合は、当然、銀行から与えられる3名の暗証番号は各自異なる。

毎月の支払い明細書は銀行のページにアクセスして閲覧可能。

連邦税の支払い方法

- 1) SATのページにアクセスして申告書を作成して送信する。
- 2) SATからInformación registrada de pagos de contribuciones fiscales を受理できる。
申告書にある合計額とObligado a pagar por internet が記載されている。
- 3) 署名登録をしてある銀行にアクセスして2) の書類にあるインプット番号を記載してSATへの振込み申請をして振り込んでもらう。
- 4) 銀行からRecibo Bancario de Pago de Contribuciones Federalesを入手する。
- 5) SATより INFORMACIÓN DEL PAGO RECIBIDO EN LA INSTITUCIÓN DE CRÉDITO AUTORIZADA と記載された受領書を入手する。

☆ 印刷してFileする書類：税務申告書、SATの受領書、銀行の税額振込通知 & SATの税額受領書

Tax 及び社会保険料の支払い

州税の申告書を州政府の財務省 (Secretaría de Finanzas) に送信

⇒ Acuse de recibo ⇒ 取引銀行を通じて支払う

社会保険庁 (IMSS) の支払い。

毎月申告書が届き、修正が必要な場合はIMSSの頁内のSUAというプログラムにアクセスして修正して他の連邦税や州税と同様に銀行経由で支払う。

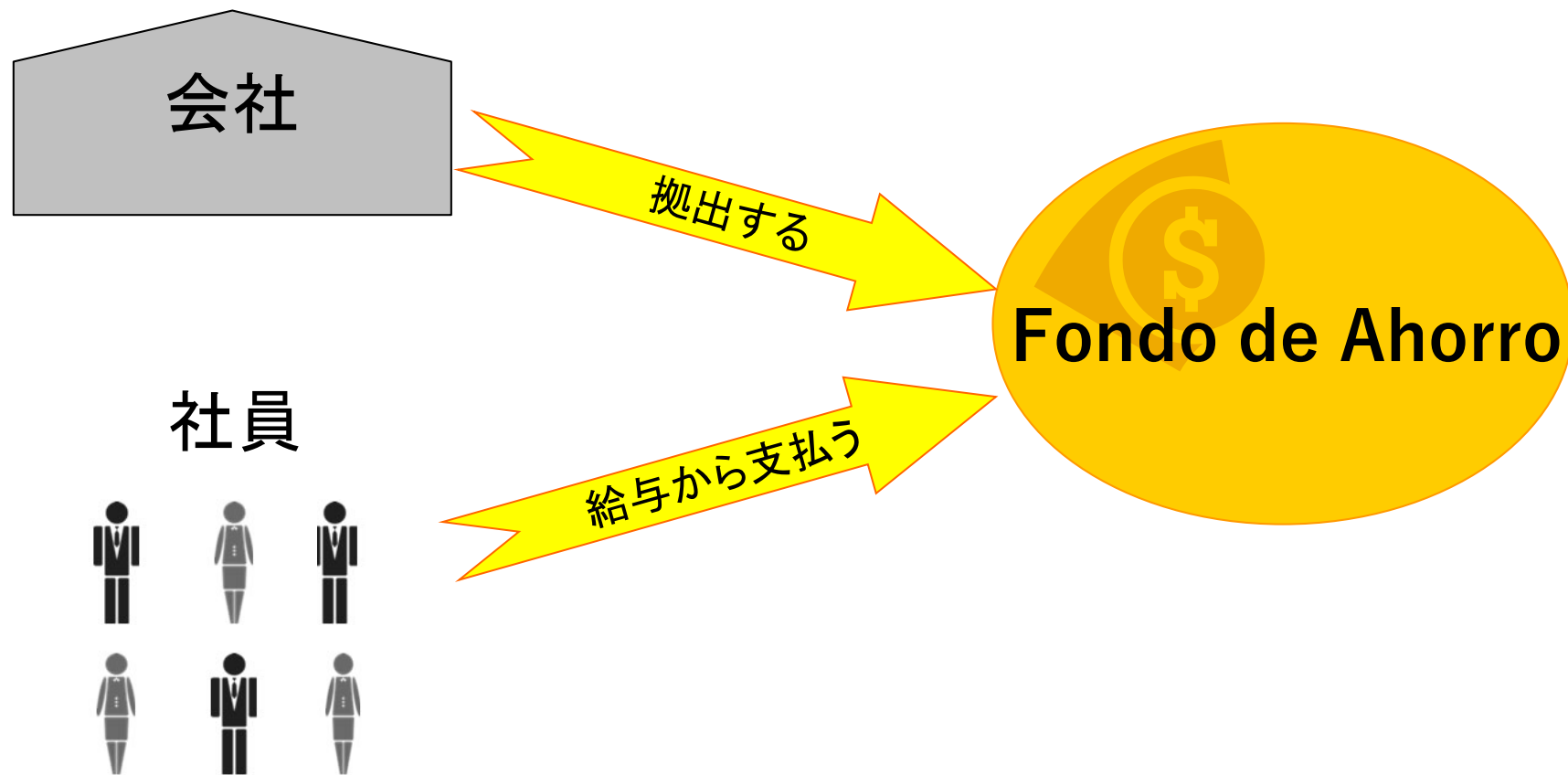
法定福利厚生 (Prestaciones de la ley)

- IMSS登録、INFONAVIT登録、FONACOT登録、PTU, Prima Vacacional (プラス有給休暇の25%), Aguinaldo(クリスマスボーナス) は15日分給与

- ☆ 法定福利厚生以外の一般的なF.B.は。
Tarjeta de despensa (以前は買物券) で給与の10%を会社側が業者に振り込み、従業員はスーパーマーケット等でカードを使用。
従業員へのガソリン券配布や社員貯蓄制度、母の日、研修制度、民間医療保険。

- 米 FONACOT：従業員が給与明細を持参すると貸付金限度額を算出してくれ、貸してくれる。
最長3年間。1年間の借り入れをする人が多い。

社員貯蓄制度(Fondo del ahorro)



E-firmaで取得可能な重要情報（駐在員が注視可能）

Cumplimiento de Obligaciones Fiscales

経営者は経理担当者に定期的にこれを求めると税務状況の把握ができる。
新規に取引をする会社、特に新たにサービス契約を締結する場合、
相手企業にこのコピーを求めることが肝要。

Buzón Tributario

経理担当者は随時このBuzón にアクセスする必要がある。
当局からの要請、質問等が記載されている。Requirementがある場合で、経理担当者がBuzónに
アクセスしない場合は、担当者のメルアドにその旨の通知が来る。
案件によって異なるが、最長45日間での解決を求められる。
申告書作成中、一定時間が経過するとネットにSATから通知が来るので5秒以内に「続ける」か
「否か」をクリックする。答えないと閉じられるが、データは消えない。

E-firmaの手続き時の疑問

- 1) 会社設立時のみにE-firmaを取得義務が生じる？
- 2) E-firmaの取得に関して、経理担当者名義で取得できるか？
- 3) Poder limitado を与えても取得できるか？
- 4) E-firma取得後Poder generalをキャンセルできるか？

文責 阿達 謙一
ken.adachi@live.jp

メキシコ会計税務の特徴とその注意点

Asia Alliance Partner Mexico S. de R.L. de C.V.

加村博彦

1. メキシコ会計税務基本情報
2. 月次業務
3. 特徴的なメキシコ税制



メキシコ基本情報

GDP（名目ドル建て）	1兆1400億USD（2018年）
GDP成長率	2.0%（2018年）
人口	1億2,533万人（2018年）
1人あたりGDP（名目ドル建て）	9,807USD（2018年）
日系企業進出数	1,228社（2018年10月）
IFRSの採用	任意：メキシコ会計基準のIFRSへのコンバージェンスがすすんでいる
非上場企業の監査要件	任意監査
法人税率	30%
所得税率	最高35%（累進課税）
消費税率	16%
相続税率	N/A
その他の税務・ 会計上の特徴	法定賞与（最低15日分） PTU：従業員への利益分配

メキシコ会計税務基本情報

区分	特徴
メキシコ会計基準	メキシコ会計基準のIFRSへコンバージェンスが進んでおりほぼIFRSと同等
会計・税務年度	会計・税務ともに暦年決算（12月決算）と決められている
会計記帳の要件	スペイン語、ペソ建てによる記帳が義務付けられている(*)
会計帳簿の保管	作成した会計帳簿を5年間保存するよう義務付けられている
会計税務の監査	上場企業及び大企業(**)以外は義務付けられていないが、日系企業においては親会社のコンプライアンス上簡易的な監査を依頼する会社もある

(*)機能通貨会計適用の場合でも、税務上はペソ記帳が求められるため、複数通貨会計のシステム対応の検討が必要

(**)前年度収益が1億ペソ以上、純資産が7900万ペソ以上、社員総数が300名以上の会社

メキシコ会計税務基本情報

国税	直接税	所得税（法人・個人）	法人税率一律30% 個人所得税率最高35%
	間接税	付加価値税（IVA）	全国一律16%
		生産・サービス特別税	酒、たばこ、通信費、加糖飲料等の販売に課税
		輸入通関税	
州税		不動産税	不動産の取得保有に伴う課税
		給与税	従業員に対して支払う給与に対する課税
		ホテル税等	

2. メキシコの会計業務



メキシコの会計業務（月次）

No	分類	項目	期限	内容
1	月次	月次税務申告	翌月17日 ^(*)	法人税、IVA、源泉税等の国税の申告納付をする義務がある。
2	月次	社会保険料納付	翌月17日	健康保険料：毎月納付 INFONAVIT ^(**) ：二ヶ月に一回納付 AFORE ^(***) ：二ヶ月に一回納付
3	月次	給与税納付	翌月17日	給与等の所得に州で定められている税率をかけたものを毎月納付
4	月次	電子会計送付 Contabilidad Electrónica	翌々月の稼動 3日まで	下記の書類をSATに対して提出する義務がある。 - 勘定科目一覧（勘定科目の追加等があった場合） - 月次試算表（毎月送付）
5	月次	第三者間取引情報申告書 DIOT (Declaración Informativa de Operaciones con Terceros)	翌月末	IVA法によって定められている税務義務のひとつで、毎月SATに対して仕入先との取引にかかるIVAを翌月末までに報告する義務がある。未申告や誤りがある場合は9,430から18,860ペソ/月のペナルティがある。

(*)毎月申告納付期限が変わるため、毎月SATポータルサイトから期限を確認する必要がある。

(**)労働者住宅国民基金機関：社会保障制度の一つ

(***)退職金積立基金機関：社会保障制度の一つ

メキシコの会計業務（年次）

No	分類	項目	期限	内容
1	年次	各種支払報告書 DIM (Declaración Informativa Múltiple)	2月末	10の付表から構成される電子報告書 付表1. 各従業員の給与関連報告/ Información anual de sueldos, salarios, conceptos asimilados, crédito al salario y subsidio para el empleo. 付表2. 所得税、IVA、特別税の支払いに関する報告/ Información sobre pagos y retenciones del ISR, IVA e IEPS 付表3. 寄附金の支払いに関する報告/ Información de contribuyentes que otorguen donativos 付表4. 外国居住者（株主）に関する報告/ Información sobre residentes en el extranjero 付表5. 主要税務情報/ De los regímenes fiscales preferentes. 付表6. Empresas integradoras. Información de sus integradas 付表7. 小規模納税者情報/ Régimen de pequeños contribuyentes 付表8. IVAに関する報告書/ Información sobre impuesto al valor agregado 付表9. 海外関連会社間取引に関する報告書/ Información de operaciones con partes relacionadas residentes en el extranjero 付表10. 信託関連報告/ Operaciones efectuadas a través de fideicomisos
2	年次	年次税務申告納付	3月末	法人税率：一律30% (次項で税務の特徴説明)
3	年次	個人所得税確定申告納付	4月末	年間400,000MXN以上の所得がある納税者個人は確定申告が必要
4	年次	労働者分配金支払 PTU (Participación de los Trabajadores en las Utilidades)	5月末	PTU (<u>課税所得の10%</u>) を労働法に則り、該当年度内に働いた労働者に対し分配

3. 特徴的なメキシコ税制

特徴的なメキシコ税制

1. 細かな損金不算入項目

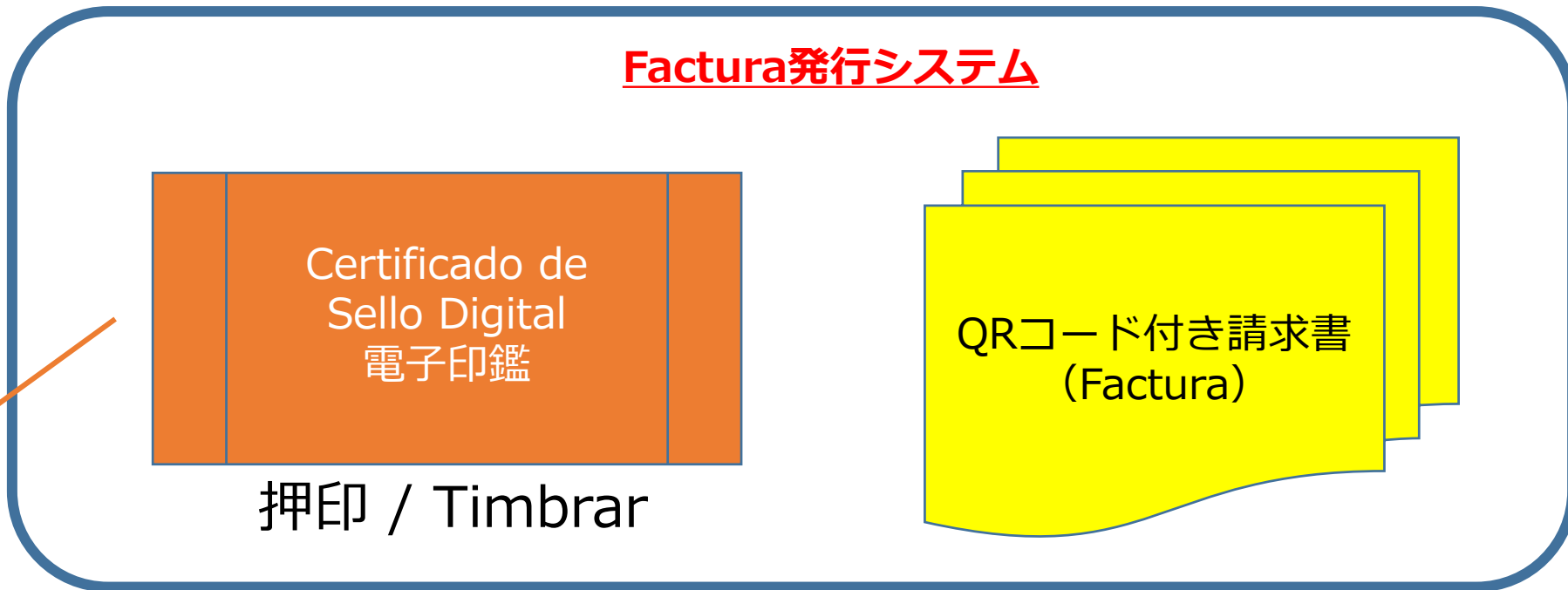
No	項目	内容
1	Invoice (※Factura) なし	どんな場合でも損金不算入
2	現金払い	2,000MXNを超える金額は損金不算入
3	社用車	購入額の175,000MXNを超える金額は損金不算入 (トラック等の運搬具はこの類ではない)
4	交際費	損金不算入
5	飲食費 (レストラン代等)	Facturaがある場合でも <u>91.5%</u> は損金不算入 また、現金の支払いの場合は全額損金不算入
6	福利厚生費	従業員に一律付与されていない福利厚生費は損金不算入 (Ex: 社内年金、フードクーポン等)
7	過小資本税制	国外関連会社から借入を行った場合、過小資本税制に抵触すれば、その借入れに対する支払い利息の一部 (もしくは全額) は損金不算入

特徴的なメキシコ税制

※Facturaとは (CFDi^(*))



- ・ 会社名
- ・ 納税者番号
- ・ 会社登録住所
- ・ 会社登録電話番号
- ・ 代表者
- ・ 代表者指紋
- ・ 会社定款 など



(*) Comprobante Fiscal Digital por internet (インターネットによる電子税務証憑)

特徴的なメキシコ税制

Facturaの発行元の情報

ASIA ALLIANCE PARTNER MEXICO S DE R.L.
DE CV.

Av. Universidad, No. 1001, Int. PISO 6 INT 3
Bosques del prado, C.P. 20127
Aguascalientes, Aguascalientes, México
RFC: AAP151103558
Regimen Fiscal: 601 - General de Ley Personas Morales

FACTURA

Fecha/Hora
Certificación

2020-01-08T09:08:34

Fecha de Emisión

2020-01-08T09:08:32

Facturaの受取先の情報

Receptor del Comprobante Fiscal

Folio Fiscal

6A0E58F2-7391-414A-A650-
CD9CFBF9F466

No. Certificado Digital

00001000000402560373

No. Serie Certificado SAT

00001000000404512308

請求内容等

販売する商品それぞれにSATが定める科目番号を付与する必要がある。

Cantidad	Unidad	Descripción	Precio	Descuento	Importe

Cadena original del complemento de certificación digital del SAT

[[1.1]6A0E58F2-7391-414A-A650-CD9CFBF9F466|2020-01-08T09:08:34|TLE0111228C2|C82P7ay|BYzLxv136qLzJHOUwucn+TDsFJH83zFux|2v4L5BxOF1eL2m+TIRP3eEzUxmDX4AeVz7WvWz4GnF+pR9elS8PLD6WVMzRfQlyZnm|3Mcu7OCaFrsXdlLjBYZm7LVY80WH0Y|SD1yzcTbWYd1lVpVY8AuULqkfeDueg4|ATchWESVxvmv06EPGF08Fq|4f3Jk780Kg|2P1qqslBWhoxTlAL7mr6vmitGkngbhhOvBzfr5WvWwZ|ZWw9kplFMO+wRw4FdcLkvl4qLXfYhVE34gcdUDF|h7y5IAHgAvsT9bVVR|2Vf6o8eZWzVg==|00001000000404512308]]

電子印鑑



Sello digital del CFDI

C82P7ay|BYzLxv136qLzJHOUwucn+TDsFJH83zFux|2v4L5BxOF1eL2m+TIRP3eEzUxmDX4AeVz7WvWz4GnF+pR9elS8PLD6WVMzRfQlyZnm|3Mcu7OCaFrsXdlLjBYZm7LVY80WH0Y|SD1yzcTbWYd1lVpVY8AuULqkfeDueg4|ATchWESVxvmv06EPGF08Fq|4f3Jk780Kg|2P1qqslBWhoxTlAL7mr6vmitGkngbhhOvBzfr5WvWwZ|ZWw9kplFMO+wRw4FdcLkvl4qLXfYhVE34gcdUDF|h7y5IAHgAvsT9bVVR|2Vf6o8eZWzVg==

Sello digital del SAT

evLzH|DBQ80-4mCepY8peHDMn.kbuD1m0pvGHo1aYUPlk+4vdjHpevMBNR7JeeYhL_eLzME50QlHETNBu+JH4LNy|BYD808a3o4q3Q|9bz5mJnPLfXHePVXmAsXu9N|++DRsMgl1hwz4vXNm+4T78h+rxzbr0013k|+dRbsuFjeeA1u8jxcon+ch2E4yayUmCclLJaseaXh8Sdb5Jq4DQK06WTzr3bUVJq+hhCOepzxCa5ufdkgB3xj+981MozVrntBPh3xL0ZE+Vz14e3CyCAXs6nk6PmHLZHPGJZzHNRBPS9+juh8KQZ3p7y==

特徴的なメキシコ税制

SATホームページ



ID・PW

RFC (納税者番号)
FIEL (電子署名)
FIELパスワード

ポータルサイト

各種申請手続
Factura発行



Buzón Tributario
「税金ポスト」

SATからの通知メール

特徴的なメキシコ税制

2. 源泉税概要

種類	一般	租税条約上の軽減税率 (日本)
利子	※下部図表	※下部図表
技術派遣費用 (テクニカルサポート)	25%	10%
ロイヤリティ	25%	10%

租税条約がある場合、租税条約の利息が優先される。尚、租税条約を適用する場合には相手国がその相手国に属していることを証明する書類を保管

※利子

種類	ローン (国外銀行)	ローン (親子)
日本	10%	15%
米国	4.9%	15%

Asia Alliance Partner Mexico S. de R.L. de C.V.

Alliance
Accounting & Consulting

設立：2015年11月

<アグアスカリエンテス>

Piso 6 Int. 3 Torre Plaza Bosques, Av. Universidad 1001, Fracc.
Bosques del Prado, Aguascalientes, Ags., C.P.20127

<シラオ>

Piso 7 Int. 13 G100, Plaza de La Paz No.102, Puerto Interior, Silao,
Gto., C.P.36275

加村博彦

kamura@aapth.com

メキシコ主要法規制の最新動向 とコンプライアンス対応策

弁護士 高橋 大祐
真和総合法律事務所（在東京） パートナー
高橋ナマドバスケス法律事務所（在メキシコシティ） アドバイザー
メキシコ進出経営サポートフォーラム（MISF） 日本事務局

2020年2月12日
CCMJ・MISF共催・メキシコ大使館後援セミナー



MISF

Mexico Investment Support Forum

©高橋大祐&ナマドバスケスラケル



TAKAHASHI NAHMAD VAZQUEZ

メキシコに進出する日本企業が持続可能な形でビジネスを展開するためには、法規制の最新動向をフォローしつつ、これに対応する必要がある。

I 贈賄防止規制の概要と動向

II 競争法の概要と動向

III 犯罪収益移転防止法の概要と動向

IV その他の法規制の動向

IV 現地法人管理にあたっての留意点



I メキシコでは、2015年以降、腐敗撲滅のための大規模な法制度改革が実施されている。

法制度改革は、主に4つの新法と3つの重要な法改正から構成される。これは全ての改正が2016年7月18日の官報で公布された。これらは、2015年に腐敗撲滅のため憲法の7つの条文を改正する憲法改正をふまえたもの。

	法令	内容	施行日
新法	行政責任一般法（Ley General de Responsabilidades Administrativas）	贈収賄などの不正行為を行った個人・企業に関する行政責任を規定	2017年7月
	国家腐敗防止システム一般法（Ley General del Sistema Nacional Anticorrupción）	国家腐敗防止システムに関する連邦・州・地方政府の連携方法を規定	2016年7月
	連邦政府監査透明化法（Ley de Fiscalización y Rendición de Cuentas de la Federación）	連邦政府内の監査・説明責任に関する規律を規定	2016年7月
	連邦行政裁判所基本法(Ley Orgánica del Tribunal Federal de Justicia Administrativa)	行政責任一般法の執行を行う裁判所に関して規定	2016年7月
改正	連邦検察基本法（Ley Orgánica de la Procuraduría General de la República）	腐敗防止に関する特別の検察庁を設置	上院が責任者を任命した時
	連邦刑法	あっせん贈収賄罪などを追加	上院が責任者を任命した時
	連邦行政事務基本法(Ley Orgánica de la Administración Pública Federal)	連邦政府内の内部監査機能を強化	2016年7月

2019年3月、腐敗防止を担当する特別検察官が選任され、改正連邦刑法が施行された。

- 2019年3月、María de la Luz Mijangos Borja女史が腐敗防止担当の特別検察官として選任。
- 上記を受けて、改正連邦刑法が施行。
 - 第10部「腐敗に関する罪」を規定
 - 贈収賄、脅迫、権限濫用、あっせん、公的資金の横領に関する犯罪に関する改正。
- 2020年1月、国家腐敗防止システムの行動計画が承認。

行政責任一般法は、贈賄などの「重大な行政上の誤り」に関与した個人・企業に対し行政罰を課し、企業の両罰規定も規定している。

- 法4条：①公務員，②公務員であった者に加え，③「重大な行政上の誤り（faltas administrativas graves）」を犯したいかなる者も本法の処罰の対象となることを規定。
- 法24条：法人の両罰規定を規定。「重大な行政上の誤り」に関連する行為が企業を代理・代表する個人によって行われ，かつ企業の利益獲得のために行われた場合に本法により処罰されることを規定。
- 法65～73条：「重大な行政上の誤り」として評価される行為を列挙。

贈賄

あつせん贈賄

虚偽情報の利用

談合

公金の不正利用

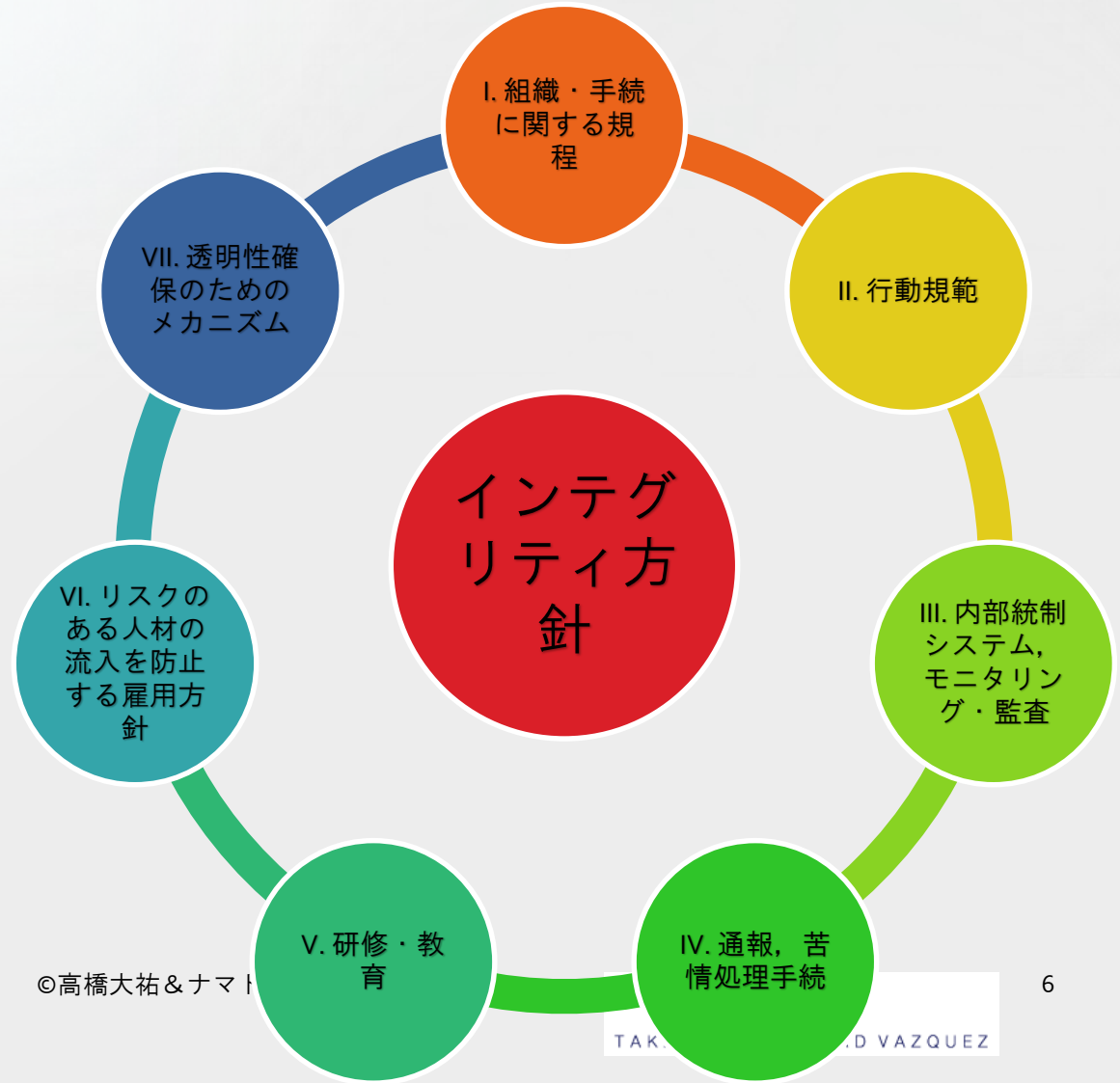
公務員の犯罪隠匿

公務員であった者の不正雇用



法25条は企業の行政責任の有無の判断にあたって内部統制システムの有無が考慮されることを明記しその要素を列挙している。

- 法25条：本法における企業の責任の有無を判断するにあたっては、企業がインテグリティ方針（una política de integridad）を有しているか否かが考慮される。以下の7つの要素を有している場合には、インテグリティ方針を有しているとみなされる。



贈賄に関与した企業には重い行政罰が課される危険性があるところ、行政罰の決定にあたっては内部統制システムの整備の有無が考慮される。

	条文	罰則の内容
個人	81条第1段落I	<ul style="list-style-type: none">・ 獲得した利益の2倍以下の制裁金。獲得した利益がない場合には、100～150,000 UMAの間で裁判官が判断。・ 3か月～8年の公共事業への参加禁止・ 損害賠償
企業	81条第1段落II	<ul style="list-style-type: none">・ 獲得した利益の2倍以下の制裁金。獲得した利益がない場合には、1,000～1,500,000 UMAの間で裁判官が判断。・ 3か月～10年の公共事業への参加禁止・ 事業停止・ 法人解散・ 損害賠償

※UMA（Unidad de Medida y Actualización）：2020年は86.88ペソ

※81条第2段落：行政罰の決定にあたっては企業が法25条規定のインテグリティ方針を有しているか否かが考慮される。

2017年5月、メキシコ政府公共行政省は、行政責任一般法25条規定の企業のインテグリティ方針に関するモデルプログラムを公表しており、参考となる。

項目	モデルプログラムの特徴
I. 組織・ 手続に関する 規程	腐敗防止条項を組織内外で含めることを推奨。グッドプラクティスとして、①国際商工会議所の腐敗防止条項のモデル条項の導入、②Rio Tintoにおける組織内での管理職に対するアンケートの実施を列挙。
II. 行動規 範	Coparmexが策定した行動規範（Código de Conducta）の参照を推奨。グッドプラクティスとして、Coca ColaとGrupo Bimboの行動規範を参照。
III. 内部統 制システ ム、モニ タリン グ・監査	英国贈収賄法ガイダンスと同様、国・産業・取引・ビジネス機会・取引先に応じたリスク評価の上でのデューディリジェンスの実施を推奨。COSOフレームワークに基づく内部統制システムの整備も推奨。グッドプラクティスとしてSASOLの内部監査チームの取組みを列挙。



©Secretaría de la Función Pública

IV. 通報・苦情
処理体制

顧客、従業員その他関係者が匿名で苦情を申し立てることが可能な内部通報窓口を設置することを推奨。グッドプラクティスとして、Rio Tintoが独立した第三者に匿名で連絡できる苦情処理窓口を設けていることを紹介。

V. 研修・教育

従業員に対する研修・教育のテーマについて列挙。リスクの高い従業員に対し重点的に研修・教育を実施することも推奨。グッドプラクティスとして、トランスペアレンシー・インターナショナルのコロンビア支部による企業研修プログラムを記載。

VI. リスクのある
人材の流入
を防止する雇
用方針

企業・取引・人事に関するリスクのデューディリジェンスを推奨。国際商工会議所（ICC）ルールが人材のローテーションを推奨していることの参照も推奨。グッドプラクティスとしてBBVA Bancomerが従業員から腐敗防止誓約書を取得していることを紹介。

VII. 透明性確保
のためのメカ
ニズム

公共事業に参加する際に公務員との関係に関するマニフェストを提出することが要求。第三者との間の契約において各当事者の透明性確保を要求することを推奨。インテグリティ方針を公表することを推奨。グッドプラクティスとして、連邦電力委員会（Comisión Federal de Electricidad）が水力発電所の入札にあたって Transparencia Mexicana という NGO の協力の下、透明性を確保して 手続を実施したことを紹介。

Ⅱ 2013年に連邦経済競争委員会が独立性の高い規制当局として設立され、2014年に連邦経済競争法が新たな競争法として施行された。

- 2013年 連邦経済競争委員会（COFECE: Comisión Federal de Competencia Económica）設立
- 2014年 連邦経済競争法（Ley Federal de Competencia Económica）施行（以下「新競争法」）

競争当局内の捜査部門と審査部門間の独立性の担保

不可欠施設の概念の導入

マージンスクイーズ規制の明文化

同業他社との情報交換に関する規制の強化

ノンアクションレター制度の導入

事前相談が必要な企業結合の範囲の拡大

公正な市場競争を確保するために新競争法は積極的に執行されており、多数の日本企業が摘発されている。

企業名	摘発時期	違反事実
三菱重工業・デンソー	2016年8月	両社はゼネラル・モーターズ（GM）が実施した自動車用エアコンのコンプレッサーの部品購入の入札において共謀して価格を操作したと認定され、各3600万ペソの制裁金を支払を命じられた
パナソニック	2017年3月	パナソニックは、Ficosaの買収にあたって、連邦経済競争委員会に対し、企業結合の事前相談が義務付けられていたにもかかわらずこれを怠ったと認定され、各社総額5620万ペソの制裁金の支払を命じられた。
川崎汽船・三井商船・日本郵船等	2017年6月	川崎汽船・日本郵船・商船三井等は、メキシコの港湾を含む海運ルートを割り当てる国際カルテルを形成したと認定され、総額5億8166万ペソの制裁金の支払を命じられた。 ※商船三井はリニエンシー制度の適用が認められた。

新競争法に対応するためには、日本企業は、同業他社との間の接触・情報交換に関するルールを整備することが特に必要である。

- 日本法とは異なり、カルテル等の競争制限行為を目的とした又はその結果を生じさせる情報交換それ自体が、市場への影響の大きさにかかわらず、絶対的な競争制限行為として禁止されている。
- 企業の買収を検討するにあたって、情報交換の内容や競争当局への事前相談のタイミングに留意する必要がある。

カルテルなどの不正行為が発覚した場合、リニーエンシー制度の日墨間の違いに留意しながら、対応する必要がある。

日本・課徴金減免制度

公正取引委員会の調査開始日前における第1位の申請者は全額免除、第2位の申請者は50%の免除、第3位の申請者は30%の免除、調査開始日以後の申請者は30%の免除となっている

メキシコ・リニーエンシー制度

①最初の申請者のみがその対象となり、②連邦経済競争委員会に完全かつ継続的に協力し、③カルテルから離脱した場合、名目上の制裁金として1UMAのみが科される。連邦経済競争委員会の調査開始前後であるかを問わない。

以上の条件を満たさない場合でも、有益な証拠を提出した場合、50%、30%、20%のいずれかの割合で制裁金を減免する可能性がある。

Ⅲ マネーロンダリング対策を強化する観点から、連邦犯罪収益移転防止・確認法が2012年に公布され、2013年から施行されている。

- 従前は金融機関法（Ley de Instituciones de Crédito）の規則において規定されていたマネーロンダリング対策規制をさらに強化するため、連邦犯罪収益移転防止・確認法（Ley Federal para la Prevención e Identificación de Operaciones con Recursos de Procedencia Ilícita）（以下、「新マネロン対策法」）が導入された。
- 規制当局は、財務省（la Secretaría de Hacienda y Crédito Público）であり（法5条），疑わしい取引の届出を受けるなどの権限を有する（法6条）
- 検察庁には金融分析専門ユニット（la Unidad Especializada en Análisis Financiero de la Procuraduría）が設置され（法7条），財務省から情報を受領し，分析する権限等を有する（法8条）。

新マネロン対策法は、金融機関のみならず、事業会社に対しても、「脆弱な活動」に関して確認・届出義務を負わせている。

- 事業会社も「脆弱な活動」（Actividades Vulnerables）として指定された特定の基準額を超える金銭的価値を有する特定の活動確認・届出義務を負う（法17条）。
- 確認・届出義務の内容（法18条）
 - I 顧客の身元確認，公的文書に基づく証明，当該文書の写しの取得
 - II 取引関係を開始する場合は，連邦納税者登録（RFC）に基づく顧客の職業・活動に関する確認
 - III 真の受益者（dueño beneficiario）の存在の有無の確認
 - IV 5年間の記録の保存
 - V 財務省による訪問検査への協力
 - VI 財務省に対する疑わしい取引の届出
- 企業は、疑わしい届出を行う責任者を任命することも義務付けられている（法20条）。

事業会社の脆弱な活動に関する金額基準

行為	確認義務を生じさせる取引	確認・報告義務双方を生じさせる取引
銀行カード, クレジットカードの利用	月次累積支出が805 UMA以上の場合	月次累積支出が1,285 UMA以上の場合
プリペイドカードの利用	月次累積支出が645 UMA 以上の場合	
トラベラーズチェックの利用	金額に関わらない	645 UMA 以上の場合
消費者ローン・保証	金額に関わらない	1,605 UMA以上の場合
不動産建設, 開発, 仲介業務	金額に関わらない	8,025 UMA以上の場合
貴金属, 宝石, 時計の販売	805 UMA以上の場合	1,605 UMA以上の場合
美術品のオークション・販売	2,410UMA以上の場合	4,815 UMA以上の場合
自動車の販売	3,210 UMA以上の場合	6,420 UMA以上の場合
車両の装甲・不動産の警備に関する取引	2,410UMA以上の場合	4,815 UMA以上の場合
現金・貴重品の警備輸送に関する取引	金額に関わらない。	3,210 UMA以上の場合
非営利組織に対する寄付	1,605 UMA以上の取引	3,210 UMA以上の場合
輸出入取引	通関業者は特定の商品を生産する場合確認報告が必要	
不動産に関する使用权・收受権を設定する場合	1,605 UMA以上の場合	3,210UMA以上の場合

新マネロン対策法32条は、一定の支払・清算のための現金・貴金属（金，銀及びプラチナ）の利用も制限している。

- (A) 8,025 UMA以上の不動産の売買，その物権の設定・移転
- (B) 3,210UMA以上の以下の活動
 - (a) 車両（陸空海）に関する物権の設定・譲渡
 - (b) 時計，宝石，貴金属，美術品の譲渡
 - (c) 賭博，コンテスト，くじ引きの参加チケットの取得・購入
 - (d) 車両の装甲，不動産の警備サービス
 - (e) 株式・持分の設定・譲渡
 - (f) (a)(b)(e)に関する使用権の設定・譲渡

IV メキシコ進出日本企業は、以上の法規制以外にも、様々な法規制の動向に対応していく必要がある。

会社法制

Ley General de
Sociedades Mercantiles
など

外国投資規制

Ley de Inversión
Extranjeraなど

労働法制

Ley Federal del Trabajoな
ど

入国管理規制

Ley de Migraciónなど

環境法制

Ley General Del Equilibrio
Ecológico y La Protección
al Ambienteなど

税制

Código Fiscalなど

2019年5月、労働組合の民主化、労働紛争手続の透明化等の観点から、連邦労働法が改正された。

労働組合 (労働組合の民主化)	裁判所 (労働紛争解決手続の透明化)	使用者 (義務の強化)
ILO98号条約の批准をふまえ、結社の自由を明確化。	行政部門の調停・仲裁センターを廃止し、司法部門の労働裁判所に移行。	いわゆる「御用組合」の設立の防止のため、使用者の労働組合への介入の禁止。
労働者が組合リーダーを自由・直接・秘密な投票により選出できる権利を規定。	連邦調停・労働登録センターでの調停が前置。	労働者が労働組合に所属していないことを理由に解雇することを禁止。
労働組合は、連邦調停・労働登録センターに登録が必要。	手続の迅速化・透明化。	児童労働の撤廃やハラースメント防止に関する対策を義務付け。

連邦調停・労働登録センター基本法（Ley Orgánica Del Centro Federal De Conciliación Y Registro Laboral）が2020年1月に成立。

V 近年の日本におけるグループ内部統制強化の要請をふまえると、メキシコ現地法人の管理を、日本の本社・親会社が積極的に支援する必要がある。

● 会社法上の要請

- 2014年の会社法改正において、企業集団全体の内部統制システム構築が、会社法施行規則における規律から会社法における規律に格上げされ、その重要性が強調された。

● グローバルコンプライアンス上の要請

- 例えば、2015年7月に改訂された経済産業省の外国公務員贈賄防止指針においても、海外贈賄防止コンプライアンスの分野において、日本の親会社による海外子会社の管理・支援の必要性が明記された。



メキシコ現地法人の管理にあたっては、日墨間の相違に留意しつつ、グループ全体で統合した内部統制システムを整備することが望ましい。



- 日本親会社によるメキシコ子会社への支援
 - 日本親会社によるメキシコ子会社に対する研修・監査
 - メキシコ子会社関係者による日本親会社の内部通報窓口の利用
- 企業グループ内で統合した内部統制システムの整備
 - 日本とメキシコである程度共通した方針・規程の策定の必要性
 - 行政責任一般法が求めるインテグリティ方針は、日本弁護士連合会「海外贈賄防止ガイドランス（手引）」が求める内部統制システムの構成要素とも共通点が多い。
- メキシコ独自の課題にも十分な配慮
 - 日墨間の法制度の相違の理解の必要性
 - 日墨間の企業習慣の相違の理解の必要性²¹

メキシコ現地法人の管理・支援にあたっては、事業に関連する法令を整理し、点検リストを整備しておくことも有益である。

法令遵守体制

リスク管理体制

労務管理状況

競争法遵守状況

贈賄規制遵守状況

その他の重要法規制の遵守状況

講師紹介

高橋 大祐（タカハシ ダイスケ）

- 弁護士（日本）／法学修士（米・仏・独・伊）
- 真和総合法律事務所パートナー／TNV法律事務所（在メキシコ）アドバイジングパートナー
- 環境・労働・人権問題に関するリスクマネジメント、贈賄防止・競争法・経済制裁などのグローバルコンプライアンスが専門。日本企業のメキシコ・ラテンアメリカ進出支援も積極的に支援。
- ジェトロ新輸出大国エキスパート、外務省「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る作業部会」構成員、経済産業省「郵便物受取サービス業の犯罪収益移転防止法対応に係るガイダンス」検討会委員、早稲田大学日米研究所招聘研究員なども歴任。

Raquel Nahmad Vazquez （ナマドバスケスラケル）

- メキシコ弁護士
- TNV法律事務所（在メキシコ）パートナー
- 早稲田大学日米研究所招聘研究員としての活動を経て、2013年から2015年までメキシコ大使館領事部にて日本企業のメキシコ進出に伴う会社設立、就労ビザ発行をはじめとする法律問題を担当。2015年にTNV法律事務所を設立し、日墨を行き来しながら、日本企業に対しメキシコ・ラテンアメリカ進出に関する助言を行っている。



ご清聴ありがとうございました。

弁護士（日本）
高橋 大祐

takahashi@shinwa-law.jp

弁護士（メキシコ）

ナマドバスケス ラケル

rnahmad@tnvlaw.com



真和総合法律事務所

www.dtakahashi.com / www.shinwa-law.jp

Takahashi Nahmad Vazquez (TNV)

<https://www.tnvconsulting.com/>



MISF

Mexico Investment Support Forum

©高橋大祐&ナマドバスケスラケル



メキシコでのビジネス 環境

アーロン・ベラ

2月2020年

Topics

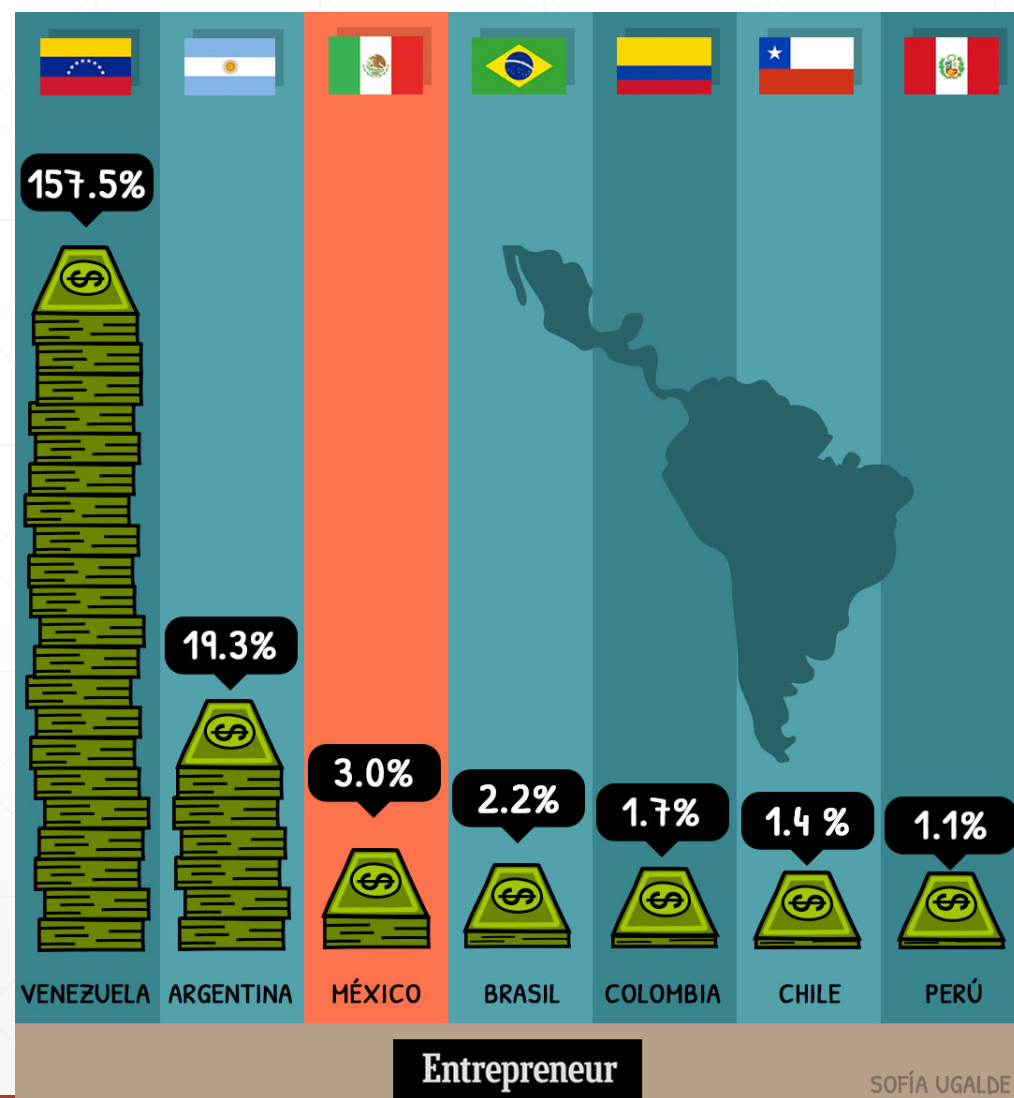
- メキシコの現在
- 日墨ビジネス環境
- メキシコ日本協議会のご紹介

メキシコの現在

CCMJ

エマージング・マーケット・ボンド・インデックス (1月2020年)

- JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス (Emerging Market Bond Index: EMBI) はエマージング債を代表する有名なインデックスのひとつ。
- 対象国 38か国。対象国は、世界銀行の所得基準において、過去2年間、低・中所得国と分類された国となる。

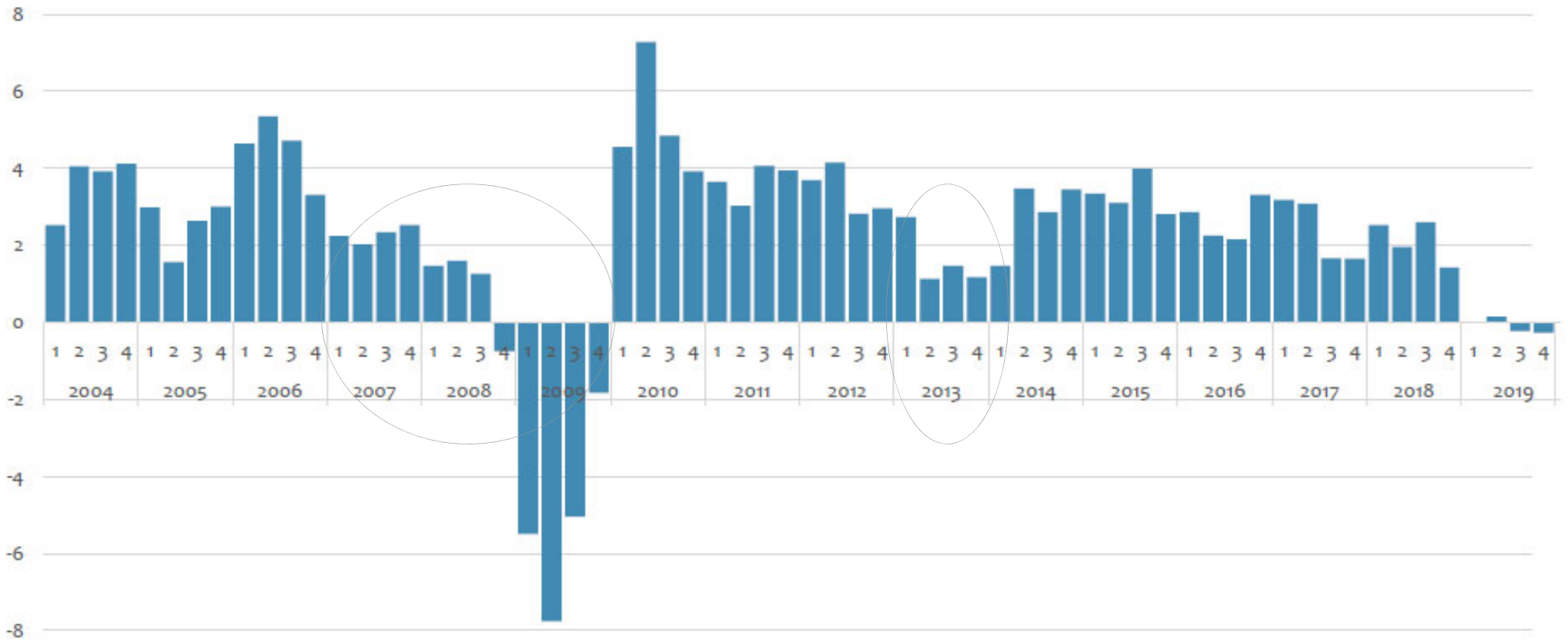


トランプ大統領、メキシコ・カナダとの新貿易協定実施法案に署名

2020年01月30日 - TBS News

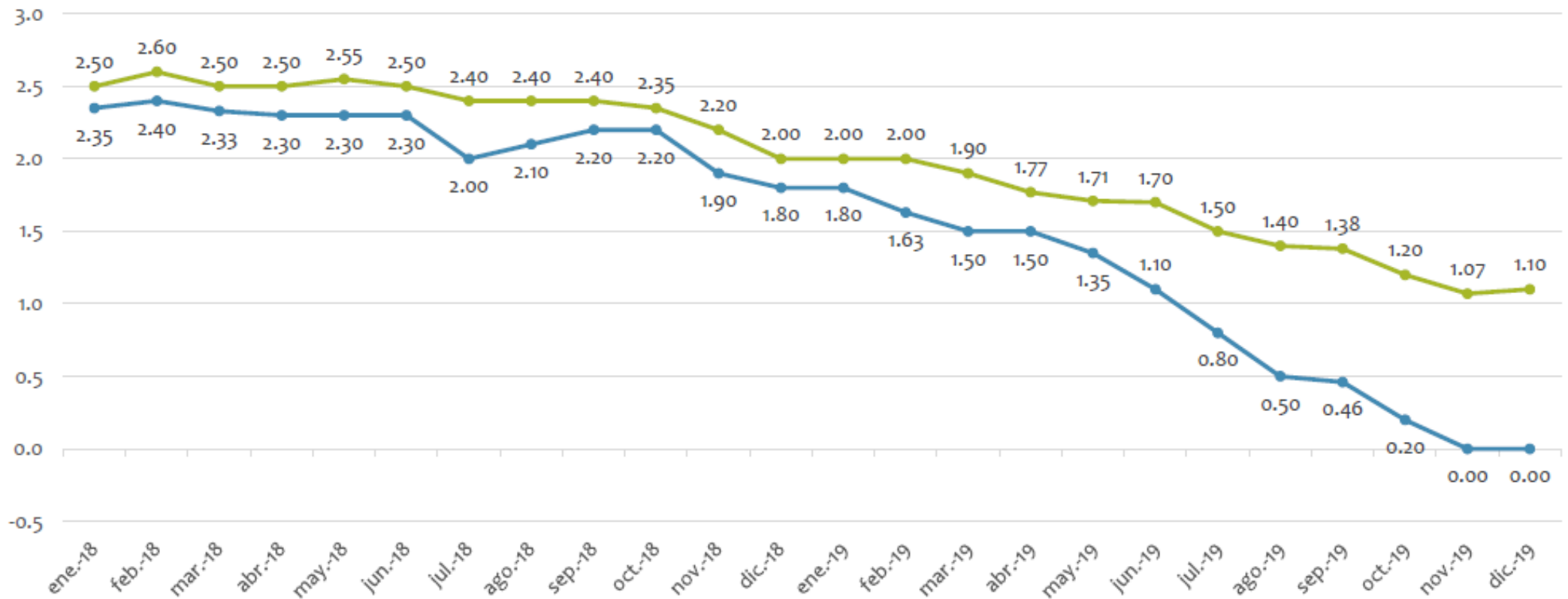
- アメリカのトランプ大統領は29日、メキシコ、カナダとの新たな貿易協定「USMCA」の実施法案に署名しました。
- 「USMCAは、これまでに達成された中で、最も大きく公平でバランスの取れた最新の貿易協定だ」（アメリカ トランプ大統領）
- アメリカ、メキシコ、カナダの3か国が2018年11月に署名した貿易協定「USMCA」は、NAFTA＝北米自由貿易協定に代わる新たな協定で、トランプ氏は29日、その実施法案に署名しました。メキシコは既に批准の作業を終えていて、カナダが承認すれば発効します。
- 新たな協定は、3か国における自動車の関税をゼロにする基準を厳しくするなど、アメリカでの生産を促進する内容が柱となっていて、トランプ氏は、「アメリカの製造業と労働者にとって大きな勝利だ」などとアピールしました。

成長率 (2004年~2019年)



2020年の予想成長率

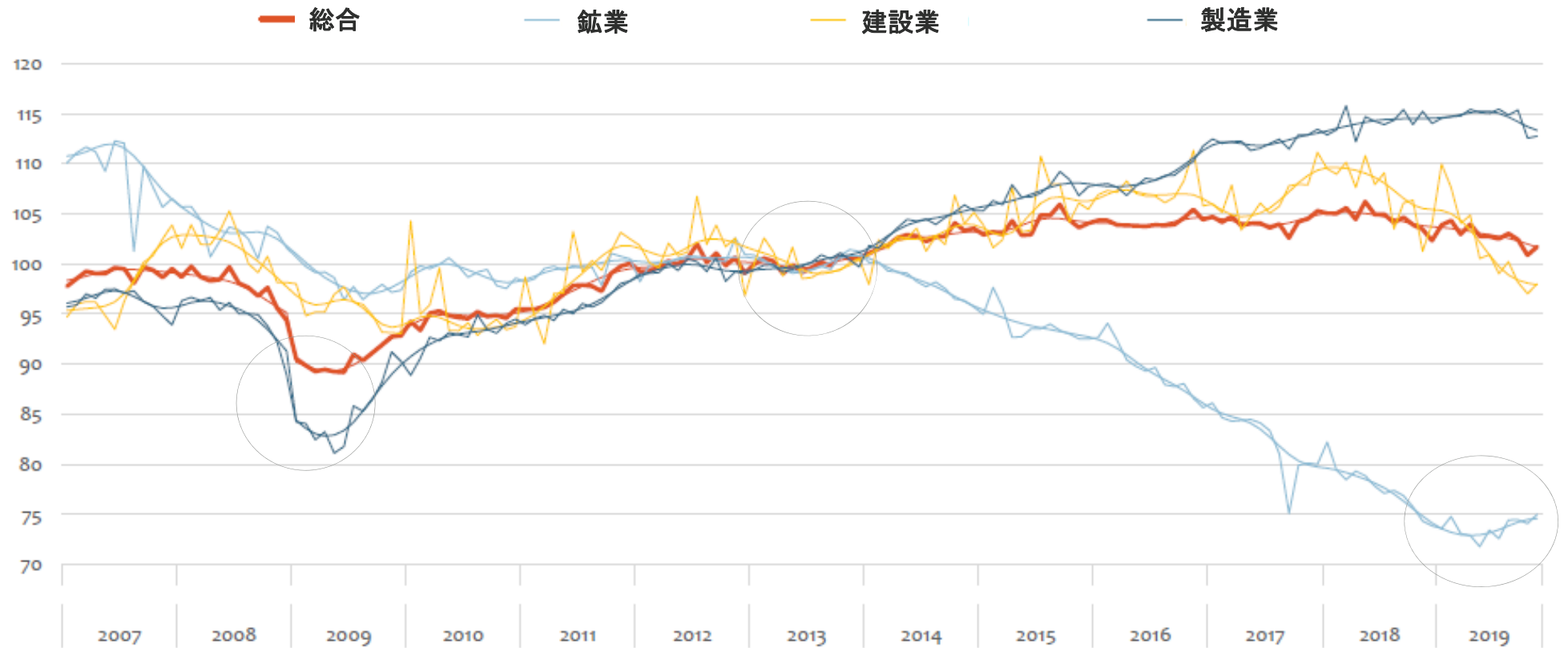
● 2019 ● 2020



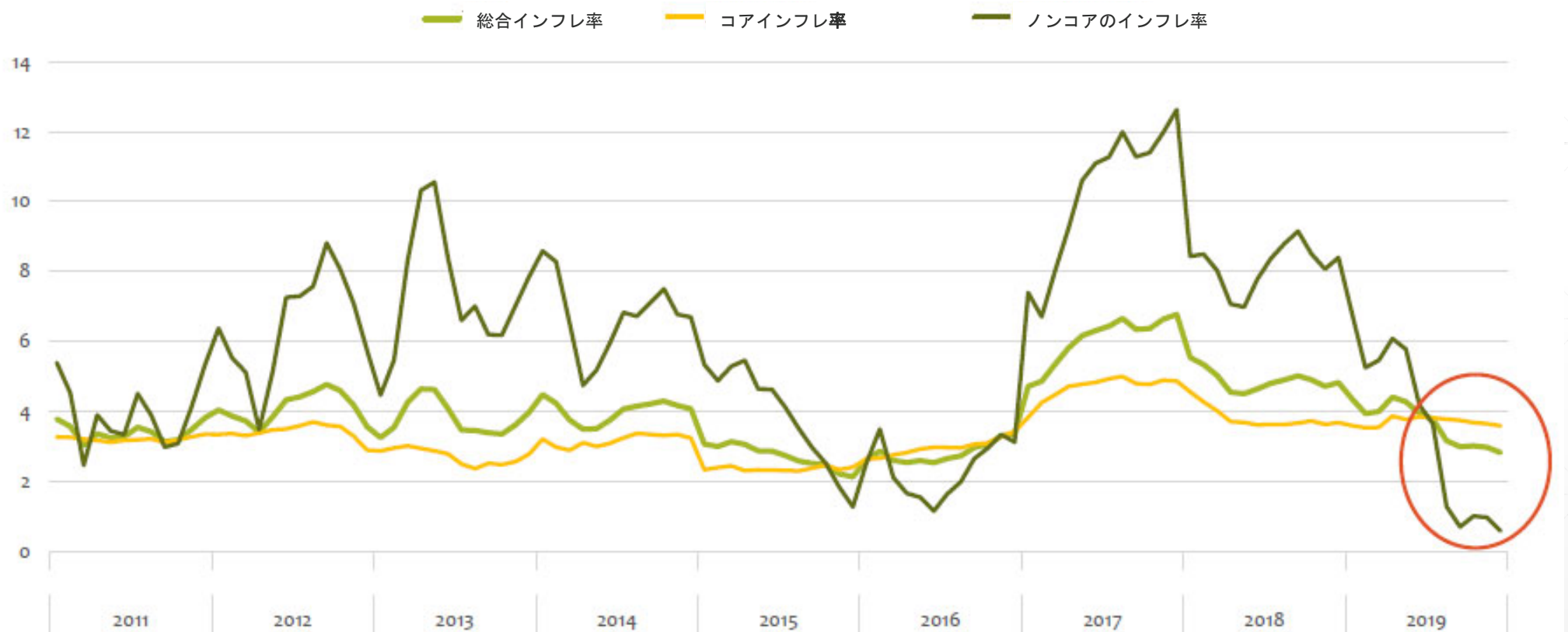
出展 : : メキシコ中央銀行“Encuesta sobre las expectativas de los especialistas en economía del sector privado”

成長率 (産業別)

2013=100



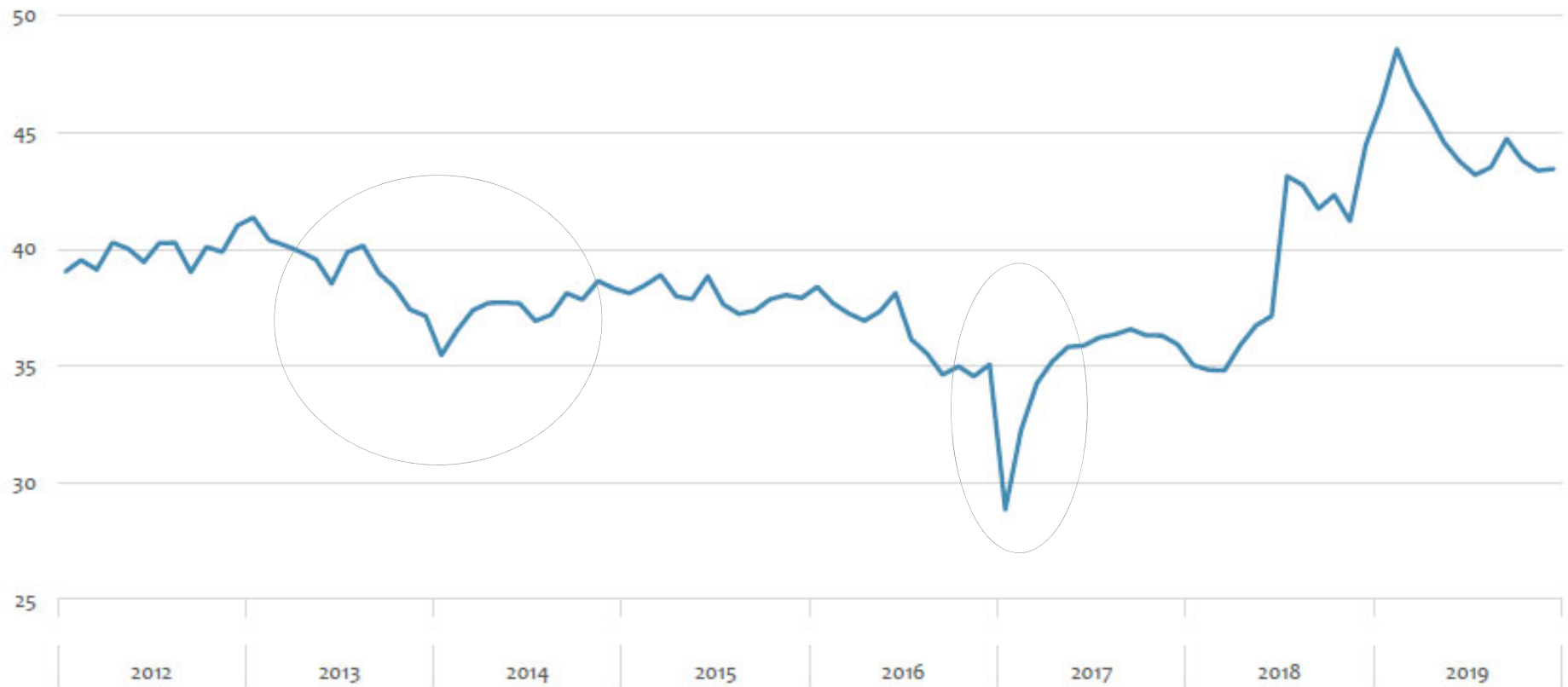
2011年～2019年 インフレ率 推移



出展：INEGI

コアインフレ - 変動の激しい食料・エネルギーを除いた物価上昇。
(消費者物価指数)

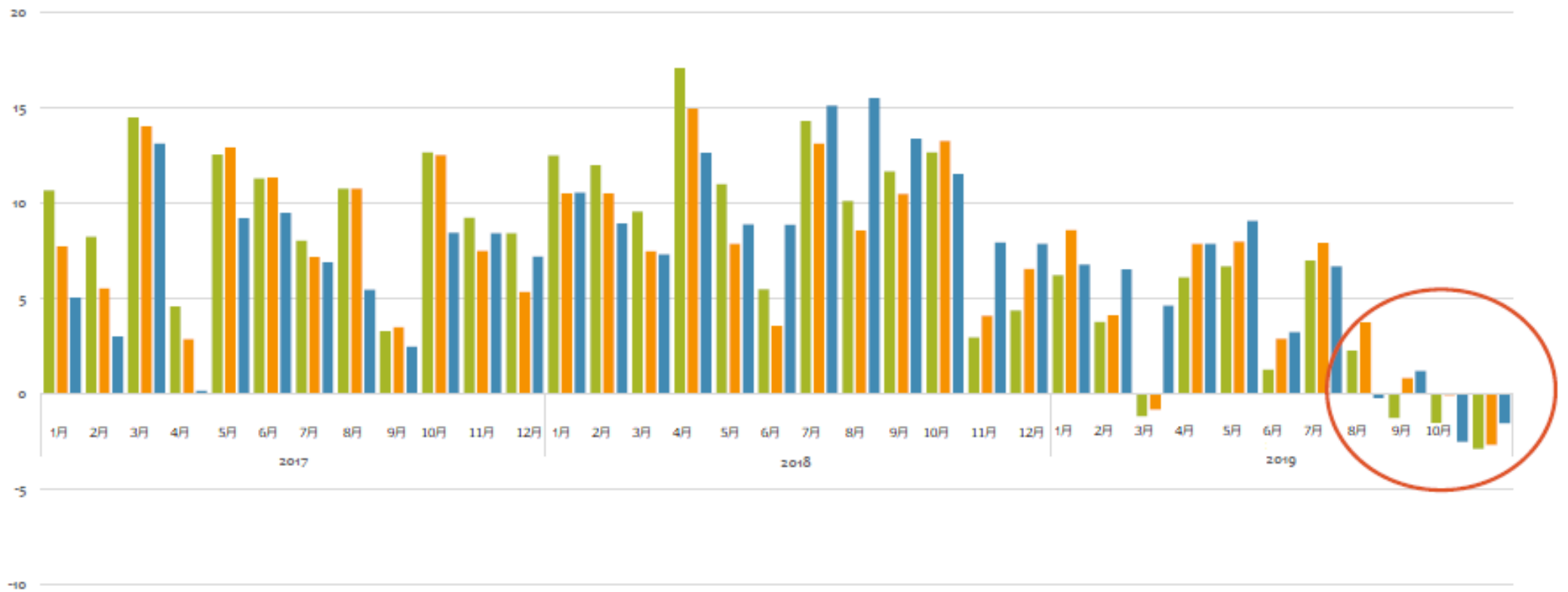
消費者信賴感指數



輸出指数

年間変動%

■ 総合 ■ 製造業 ■ 米国へ



19年の米貿易赤字、6年ぶり減少 中国からの輸入減少で17.6%減

2020年02月06日 - Yahoo!、FORBES

- 米商務省が5日発表した2019年の貿易統計によると、モノとサービスの取引を合わせた国際収支ベースの貿易赤字は前年比1・7%減の6167億ドル（約67兆円）となり、13年以来6年ぶりに減少した。
- ただ、貿易戦争を嫌って中国以外から米国への輸出を増やす動きが広がった結果、米国の貿易赤字は対メキシコ（26%増）、ベトナム（41%増）、台湾（52%増）などで急増。
- 国別の貿易赤字では、中国に次ぐ2位のメキシコで1017億ドル。3位の日本は2・7%増の689億ドルで、このうち自動車・同部品関連が75%を占めた。
- 地域別では欧州連合（EU）が5・5%増の1778億ドルと過去最大を記録し、10年前の約3倍に拡大。

Rank	Country	Total trade
1	Mexico	\$ 614.50
2	Canada	\$ 612.12
3	China	\$ 558.87
4	Japan	\$ 218.29
5	Germany	\$ 187.76
6	South Korea	\$ 134.41
7	United Kingdom	\$ 132.34
8	France	\$ 95.22
9	India	\$ 92.08
10	Taiwan	\$ 85.48

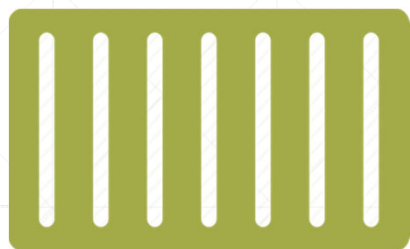
単位：兆米ドル

https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200206-00000030-mai-bus_all

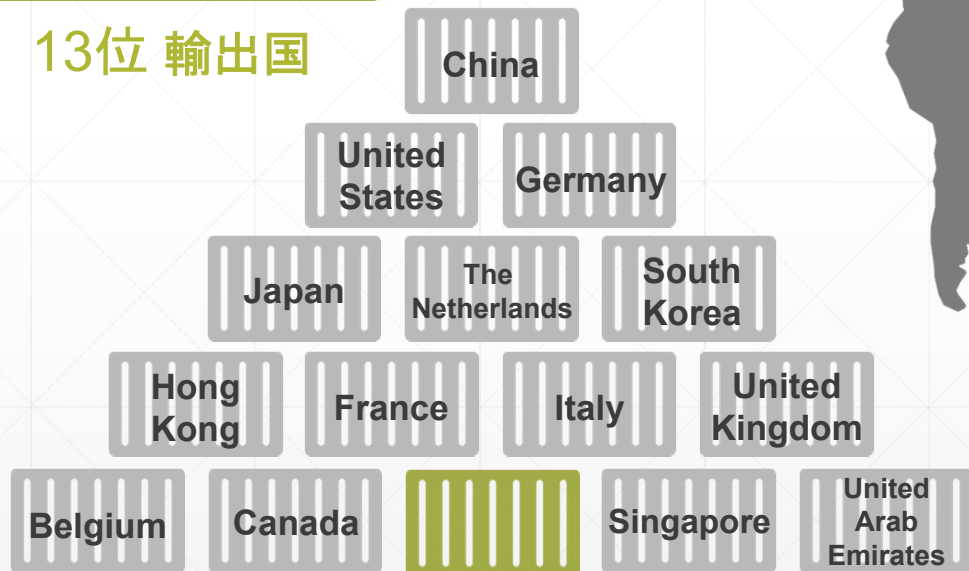
<https://www.forbes.com/sites/kenroberts/2020/02/05/its-official-mexico-is-no-1-us-trade-partner-for-first-time-despite-overall-us-trade-decline/>

メキシコの
総合輸出額
409 兆米ドル

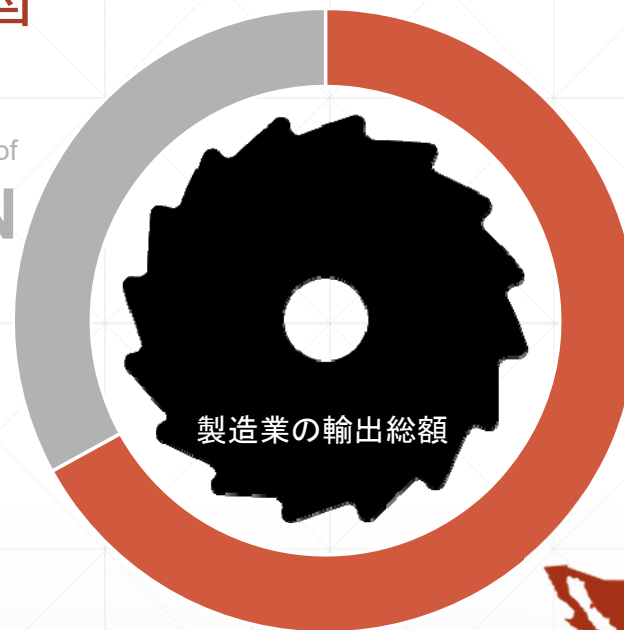
メキシコは製造品の輸出国



13位 輸出国



of
LATIN
AMERICA
33%



MEXICO

67%

メキシコ、2019年貿易収支は約20年ぶりの大幅黒字 輸入低調で

2020年01月29日 - Reuters

- メキシコ国立統計地理情報院（INEGI）が28日発表した12月の貿易統計は、貿易黒字（季節調整済み）が12億8300万ドルだった。2019年通年の貿易黒字は約61億ドルで、1996年以来の大幅な黒字となった。
- 18年の貿易収支は約133億ドルの赤字だった。
- 12月の輸出は調整後ベースで前年比2.1%減と、4カ月連続で減少した。輸入は5.1%減少し、7カ月連続のマイナスを記録した。

日墨ビジネス環境

CCMJ

グアナファト州アパセオ・エル・グランデでトヨタ新工場の開所式を開催



- 2月6日、トヨタ自動車株式会社はグアナファト州アパセオ・エル・グランデの第二生産工場の開所式を行った。投資額は約7億ドル、直接雇用従業員数は約1,000人、間接雇用数は1万人以上を見込んでおり、短期間における高い成長ポテンシャルを有している。
- これにより、トヨタはピックアップトラック「タコマ」といった車種の年間生産能力を10万台に増加させ、テカテで生産する16万7000台と合わせ、北米市場に供給する。
- グローバル生産チェーンの一端を担うその条件や高い技術レベルから、メキシコの産業投資の戦略場所としてのポジションがこの開所式で認識されることになった。
- また、この新工場によりメキシコ国内の競争力が高められ、日本やその他各国の自動車部品分野への新規投資誘致に繋がると期待される。
- トヨタ自動車株式会社様をはじめ、メキシコで本件に係るすべての方たちに成功をお祈りすると共に、これからも国内自動車産業の強さと高品質な技術を代表し先頭に立ち続けていただけることを願っております。

メキシコと日本、成長している経済連携の15周年記念

Japan and Mexico celebrate 15 years of Growing Economic Partnership

2020年02月05日 - JapanTimes

- **日本・メキシコ経済連携協定** **英語**: Agreement Between Japan and the United Mexican States for the Strengthening of the Economic Partnership^[1])
とは、2004年に日本とメキシコの間で締結された経済連携協定である。日本法においては国会承認を経た「条約」であり、日本政府による日本語の正式な題名・法令番号は「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」である。
- 2020年2月05日、在メキシコ高瀬大使は、メキシコの自動車産業と共に、他の多くの産業が成功することを予測されています：「次は、航空宇宙産業、医療や製薬産業、再生可能エネルギー、観光、農業の加工食品産業など。」

ポカリ、開発アイデア誕生の地・メキシコで販売 大塚製薬 が現地に子会社

- 大塚製薬（東京）は、メキシコに清涼飲料水・ポカリスエットを販売する子会社「大塚ニュートラシューティカル メキシコ」を設立したと発表した。メキシコは、1980年に日本で発売したポカリスエットの開発アイデアが生まれた場所で、本格的に販売を行うのは初めて。
- 「ニュートラシューティカル メキシコ」は、中部ハリスコ州に本社を置く。資本金500万ドル（約5・5億円）で昨年8月に設立し、社員14人で9月から営業を始めた。



ソフトバンクG、中南米の金融ベンチャー対象に出資先模索＝幹部



1月29日、ソフトバンクグループは、中南米の新興金融サービス会社を対象に出資先を探している。写真はソフトバンクのロゴ。都内で2017年7月撮影（2020年 ロイター/Issei Kato）

- ソフトバンクグループは、中南米の新興金融サービス会社を対象に出資先を探している。同社のブラジル担当カントリーマネージャー、アンドレ・マシエル氏が29日、明らかにした。
- 同氏はサンパウロで開かれた投資関連イベントで、「昨年以來、300社以上を検討したが、中南米で好ましい案件を見つけるのが一段と難しくなっている」と述べたうえで、最善の代替策は金融ベンチャーを対象に出資先を探すことだと語った。
- 融資契約を増やしたい金融ベンチャーは常に資金を必要としているからだと説明し、ソフトバンクが最近、出資を決めたメキシコのコンフィオやブラジルのクレディタスとバンコ・インター<BIDI4.SA>を例として挙げた。
- 同氏はまた、ブラジル上場企業の株価収益率（PER）は米国に上場するブラジル新興企業を下回ってはいないと説明。ソフトバンクは、出資先である中南米の企業の一部をブラジル国内で上場させることを検討するとの見通しを示した。

在日メキシコ商工会議所

**Cámara de Comercio e Industria de
México en Japón**

**Chamber of Commerce and Industry
of Mexico in Japan**

CCMJ

ビジョン

- 在日メキシコ企業の事業ビジョンと利益を取りまとめる
- 日本におけるメキシコ企業の認知度を高め市場浸透を促進する
- メキシコ企業と日本のカウンターパートとの関係を深める
- 関連トピックを学ぶ機会をつくり、日本でのメキシコビジネスの存在感を向上させる
- 在メキシコ日系企業の利益に繋がる機会および場を構築する

概要

- メキシコと日本の貿易経済関係強化に携わって12年以上の経験を持つチーム
- **CCIMJ**は、商業上および法律上の案件に代表される、日本で類似の利益を共有する起業家間のネットワーク構築を円滑に行う。メキシコ企業の競争力を促進し、市場情報サービスを提供、また労働市場のサポートを行い、ビジネスが日本市場へ浸透するよう支援する。
- **CCIMJ**は、非営利かつ独立した組織であり、在日メキシコ企業の利益を促進するための対話者である。
- 自由貿易の促進、両国間の貿易と投資に有利な協定と二国間関係を維持する。
- 意思決定およびビジネス戦略に有利となる関連情報を提供し、ビジネス競争力をより高めるための鍵となる。

目的

- **年間最低20件のメキシコ関連イベントの開催**
テーマ別イベントを開催（毎月）
講師招待
 - **会員利益の代表**
政府への意見陳述
当事者間のコミュニケーションおよび紛争解決支援
 - **新事業創出のための市場情報の提供**
スペイン語、日本語、英語での問合せ受付
関連情報の発行
 - **ジョブバンク（人材紹介）**
両国間の人的紹介および人材育成強化における支援
-

ネットワーク連携

- 日本のメキシコ産業界におけるビジネスネットワークを強化・拡大するためのイベント
- メキシコに関連するイベントへの組織、協力、および参加
- CCIMJイベントへの参加者、年間約1,000人の参加人数を想定
- ビジネスチャンス拡大を目的としたターゲットビジネスコミュニティとのレセプション開催
- 政府代表者や専門家とのフォーラム
- 他の商工会議所との協力連携
- 例) 地域別、ブロック別、または業種別：ブラジル（ラテンアメリカ）、カナダ、アメリカ（T-MEC）
スペイン、フランス、ドイツ（EU）。日本の商工会議所、メキシコ日本商工会議所
在中メキシコ商工会議所など、他国のメキシコ商工会議所
- **統合型イベントの開催**：パネルディスカッション、企業、税関、市場などへの訪問、レセプション、文化、観光、スポーツなど

入会

コーポレート・サステイニングスポンサー会員およびビジネス会員

日本国内に代表事務所または法人を持つ、またはメキシコ資本の企業であること
メキシコ国内に代表事務所もしくは法人を持つ在メキシコ日本企業であること
監査委員会または少なくとも会員3社から承認を受けていること

個人会員

メキシコー日本関連の経済活動をしている個人
監査委員会または少なくとも会員5社から承認を受けていること

外国会員

日本に興味を持つ法人

会員特典

- **知名度およびイメージ向上**

ビジネスネットワークプラットフォーム、情報収集源としての活用
他の商工会議所との連携により、より多くの情報および潜在的ビジネスパートナーを獲得可能
メディアの注目を集めるためのCCIMJの組織力の利用
プロモーションイベントにて大使館の存在を活用可
日本でのメキシコの普及を促進するための関係構築の活用

- **ネットワーキングおよびイベントへの参加**

会員限定イベントへの参加
ビジネスネットワークプラットフォームの活用、および潜在的ビジネスパートナーとの出会いの場

- **セミナーへの参加**

関東地方（東京、横浜）、名古屋、大阪、京都、広島、札幌（メキシコ名誉領事館が所在する都市）へのビジネスプロモーション

- **会員特別料金の利用**

ホテル宿泊費 割引（予定）
レストラン飲食費 割引（予定）
航空券、旅行代金等 割引（予定）

会員特典

- **会員企業の製品プロモーションキャンペーンの実施協力**
 - キャンペーンや新製品の紹介
 - スペイン語、日本語、英語にて、情報共有やネットワークプラットフォームが利用可能
- **人材紹介**
 - 新しい人材開発と人材紹介
 - 人事部門を対象とした特別イベント
 - 採用プロセスに関するアドバイス
 - 研修プログラムの支援（インターンシップ）
- **団体交渉**
 - 学界と産業の架け橋
 - 経済産業省、農林水産省、税関など、日本の当局との通信リンク
- **情報発信**
 - 日本でのメキシコに関する最新情報の発信、事業支援
 - ウェブサイト、デジタルニューズレター、ソーシャルメディア、YouTubeチャンネル等

ソーシャルメディア

メールアドレス

ccmj.info@gmail.com

フェイスブック Facebook

<https://www.facebook.com/ccmj20>

@ccmj

インスタグラム Instagram

<https://www.instagram.com/ccmj2020>

#ccmj2020

リンクトイン Linkedin

<https://www.linkedin.com/company/ccmj20>

ツイッター Twitter

<https://twitter.com/ccmj2020>

ユーチューブ Youtube

<https://www.youtube.com/channel/UCnH-r8GnRyp39A9fJTnc1Tg/about>

ご清聴ありがとうございました

メキシコ・日本貿易協議会

アーロンベラ

AARON VERA

aaron@pmcjapan.com

aaronvy@gmail.com

Facebook @AaronVeraPMC

Twitter @AaronVeraY

Linked In #AaronVera